第23期 国立市社会教育委員の会(第2回定例会)会議要旨 令和元年6月17日(月)

[参加者] 苫米地、西川、石居、富田、根岸、江角、笹生

[事務局] 伊形、井田、藤田

西川議長 定刻になりましたので、第23期第2回目の社会教育委員の会を開始いたしたいと思います。では、最初に事務局から資料の確認をお願いいたします。

事務局では、資料の確認をさせていただきます。

まず、本日は第2回定例会の次第でございます。

資料1としまして、「国立市生涯学習振興・推進計画について」ということで、パワーポイントで映し出します、1枚に2画面ずつ表示された説明資料でございます。資料2といたしまして、「国立市生涯学習振興・推進計画」と書かれました計画の本体でございます。資料3といたしまして、「第23期国立市社会教育委員の会 スケジュール」と書かれたものでございます。資料4といたしまして、前回お配りさせていただきましたが、23期の国立市社会教育委員の名簿でございます。前回お配りさせていただきましたが、根岸委員の所属団体名が誤っておりまして、正しくは青少年育成地区委員会委員長会ということになります。大変失礼いたしました。

なお、10人目の委員でございますけれども、今、事務局で人選中です。 まだ決まっておりませんので、そのまま空欄とさせていただいております。

また、副議長につきましても、前回お話しさせていただきましたが、10人 そろった中で決めさせていただきたいということでご説明させていただきま したけれども、来月にはということで考えているところでございますので、 また改めて副議長につきましては取り上げさせていただきたいと考えており ます。

資料5としまして、「全国社会教育委員連合の会費改訂に係る意見聴取について」と書かれた資料でございます。

その他資料といたしまして、前回議事録と「公民館だより」、「図書室月報」、「いんふぉめーしょん」、それとこちらのチラシですね。赤っぽい表紙のチラシがございますが、第50回関東甲信越静社会教育研究大会の開催要項でございます。開催のチラシでございます。

こちらについてなんですけれども、裏面に参加費などが書かれておりまして、ご参加いただく場合、参加費をご負担いただくようになってしまいますけれども、もしご興味ある方いらっしゃいましたら、事務局にご連絡いただければと考えているところでございます。

資料確認、以上でございますが、配付漏れはございますでしょうか。よろ しいでしょうか。

西川議長 ありがとうございました。

それでは最初に、今日は前回欠席されていた江角愛美委員が参加されていますので、最初に自己紹介をいただければと思います。江角委員、よろしくお願いします。

江角委員 江角愛美です。どうぞよろしくお願いいたします。民生児童委員として は12年目が終わろうとしているところでございます。民生委員は市内でさ まざまな地域やイベントに活動させていただいていますが、仕事の内容は 5月が民生委員の月となっておりますので、市報の5月号にさまざま載せさ せていただいております。団地にお住まいの75歳以上の方の見守り等、地 域でお世話をさせていただいています。どうぞよろしくお願いいたします。

西川議長 どうもありがとうございました。

江角委員は前回欠席されましたけれども、ほかの皆様の紹介については今、 お手元の議事録に自己紹介がありますので、後でごらんいただければと思い ます。どうぞ2年間よろしくお願いいたします。

次に、今日の大きな課題でもある、生涯学習振興・推進計画について、事 務局から説明をしていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

事務局 本日でございますけれども、今期の諮問内容は決定してないところではありますけれども、5月末に確定いたしました、国立市生涯学習振興・推進計画の中身に関連する内容を諮問させていただきたいと考えております。

つきましては、今日でございますけれども、この計画の中身について、前回、西川委員などは前回もいらっしゃったところはありますけれども、新しい委員が多いというところがございますので、この計画の中身についてご説明したいと考えております。

お手元に資料1ですが、こちら画面に映し出すものと同じものを配らせていただいておりますので、適宜、遠くて細かい文字など見えない部分は資料1をご参考に見ていただければと思います。

実際の計画の中身も照らし合わせて見ていただければと思いますので、資料2もお手元にご用意いただく中で説明を聞いていただければと思います。

では、説明の中身に入らせていただきます。まず、計画の中身に入ります前に、この計画、国立市生涯学習振興・推進計画なのですけれども、5月末にできたばかりなのですが、どのような経過で策定してきたかというところをお話しさせていただきたいと思います。

まず、計画の策定に入る前なのですけれども、第21期、今が第23期になりますので、前の前の期の社会教育委員の会に対しまして、「生涯学習振興・推進計画にかかわる基本施策の体系や重点施策等、そのあり方について」ということで平成27年5月19日に諮問をさせていただきました。今期と同じく任期は2年間になりますので、2年間に定例会23回と臨時会2回の計25回にわたりましてご協議いただきまして、平成29年4月25日に答申を、生涯学習計画にこのような施策を盛り込んだほうがいいのではないかと、そういった中身について答申をいただいたということでございます。

その21期の答申を受けまして、市教育委員会としまして実際に計画の策定作業に入るのですけれども、22期、今の前の期ですね。前の期の社会教育委員の会に対しましても「生涯学習振興・推進計画について」ということで、平成29年5月23日に諮問をさせていただきました。

こちら、諮問理由、抜粋ですけれども、長い文章ありますけれども、下から4行目の最後のところから見ていただきまして、「今後、国立市教育委員会が作成する『(仮称) 生涯学習振興・推進計画』の骨子や素案等の内容について、また、計画内容に関連する事項について、都度、ご意見をいただきたく諮問いたします」ということで諮問をさせていただきました。

この後、庁内検討委員会という、後ほど説明しますけれども、で作成いたしました骨子だったり、素案だったりの中身を第22期の社会教育委員の会で提示をさせていただいて、その都度ご意見をいただいたというようなこと、

策定の経過としてきているというところでございます。

平成29年8月になるのですけれども、(仮称)国立市生涯学習振興・推進計画庁内検討委員会というものを立ち上げました。設置の要綱の第1条と第2条と抜粋しておりますけれども、第1条については(仮称)国立市生涯学習振興・推進計画の策定に当たり、庁内全体で当該計画の具体的内容を協議するため、省略しますが、この委員会を設置すると。

第2条につきましては、委員会は次に掲げる事項について、調査、検討等を行い、その結果を教育長に報告するということで、1つ目としまして、(仮称)国立市生涯学習振興・推進計画の内容に関することで、2つ目としまして前号に掲げるもののほか、計画に関して必要と認められる事項について調査、検討を行い、教育長に報告するという検討委員会を立ち上げました。

こちらの検討委員会なのですけれども、教育次長を委員長に、関係する12名の課長を委員にしまして、計13名の会議体となっております。29年の8月にこの検討委員会を立ち上げまして、どんな内容を議論してきたかというところを、次のスライドになるのですけれども、第1回の検討委員会では計画の基本的な考え方であったり、第21期の社会教育委員の会から答申をいただいていますので、その答申の内容についてご報告をさせていただいたり、生涯学習事業、各課で持っています事業について調査しますよというところのお話をさせていただいたりというのが、第1回の庁内検討委員会で議題といたしました。

第2回目の検討委員会では、その生涯学習事業の調査の結果が出ましたので、その結果についてのご報告と、国立市生涯学習振興・推進計画の骨子案について、こういうふうにしていくべきということで議論を始めたというところになります。

次のスライドに行きまして、同時にということなのですけれども、第22期の国立市社会教育委員の会は月1回の定例会を設けて会議を進めていくというところがございますので、まだ骨子案ですとか素案ができてない段階で、どんなようなことを協議したかというところが、この3回から10回の定例会での会議の内容でございます。

この3回から10回目の定例会では(仮称)生涯学習振興・推進計画に関する提案内容と他自治体事例についてということでご議論いただきまして、この10回目の定例会の際にこの「生涯学習振興・推進計画に関する提案内容と他自治体事例について」ということでご意見を提出していただきました。社会教育委員からこの意見をいただきまして、その中、その意見の内容に

社会教育委員からこの意見をいただきまして、その中、その意見の内容について庁内検討委員会に報告をさせていただきまして、その報告をした中で、さらに骨子案をどうしていくかというところを第3回、第4回の庁内検討委員会で議論をいたしまして、4回目の議論を終えまして計画の骨子案の完成に至ったというような流れで進んでおります。

庁内検討委員会で作成いたしました骨子案を今度は社会教育委員の会に骨子案をこういう形でできましたよということで報告をさせていただきまして、この内容でいいのかというところについて社会教育委員の会で第12回から16回の会議の中で骨子案について協議をいただいて、その結果、16回の定例会でこの骨子案につきまして意見を提出していただいたというところでございます。

行ったり来たりになるようですけれども、その骨子案についての意見が出されましたので、その骨子案への意見を踏まえまして、今度、骨子案からさらに素案について格上げしていくというような作業がございますので、庁内検討委員会では第5回、第6回の検討委員会で素案をどうしていくかというところを議論いたしまして、素案の完成に至ったというところでございます。

次のスライドに移りまして、計画の素案ができましたので、素案の段階で社会教育委員の会だけではなく、パブリックコメントといいまして、市民の方に対してホームページであったり各施設に閲覧用の計画素案を備えつけたりということを通じて意見募集を行いました。それを行いましたのが、平成30年12月5日から27日にかけてパブリックコメントを実施いたしまして、そこでご意見としてメール4件、持参1件の計5件の意見をご提出いただきました。

そこで、パブリックコメントももちろん行っておりますけれども、できました素案につきましては、社会教育委員の会に対しまして素案、こういう形でできましたということでご提示をさせていただいて、またこれについてご意見をいただくというところではありましたので、社会教育委員の会では議論を経まして、第23回の定例会で生涯学習振興・推進計画素案についてこういうふうにしたほうが、さらに直したほうがいいのではないかというところで意見をお出しいただいたというところです。

そのご意見を庁内検討委員会にまたご報告をさせていただきまして、第7回の検討委員会ではパブリックコメントのこういったご意見が出ていますよとか、実施結果についてですとか、さらに計画素案をどう案にしていくかというところのご議論をしたりというところを第7回で、第8回では第22期の社会教育委員の会から素案に対する意見をいただきましたので、その意見を踏まえてどう修正するのかですとか、また今年の3月の市議会の総務文教委員会では、生涯学習計画の素案について報告を行いましたので、報告を行った際にご意見、議会からも意見をいただいた部分はありますので、またそれを踏まえてどう直していくのかというところを踏まえまして、計画も最終案にしていったというのが第8回の検討委員会でございます。

それを踏まえまして計画の最終的な決定に至るわけなのですけれども、本年5月15日に生涯学習計画の最終案を、庁議といいまして、市長、副市長、教育長、部長層からなる会議体になるのですけれども、そこに付議をさせていただきました。また、その月の28日には計画の最終案を教育委員会の定例会に議案として提出をして、そこで承認されまして、生涯学習振興・推進計画といたしまして決定したところでございます。策定の経過については以上でございます。

続きまして、計画の内容についてご説明をさせていただければと思います。 質問についてはまた最後で受け付けさせていただきたいと思いますのでお願 いいたします。

最初に、計画の目次というところで、第1章から第3章ありまして、この後、具体的な中身に触れていきますので読み上げることはしませんけれども、この第1章から3章までにある、こういった構成で計画を策定いたしました。画面ですが、皆様、見ていただく右上に「計画P1」ということであるかなと思うのですけれども、こちらは資料2、実際にお配りさせていただいています、資料2の該当のページを示しております。スライドを見ると同時に、右上にありますページを資料2のところを開きながら聞いていただければと思います。

具体的な中身に入らせていただきまして、まず第1章の1番、「生涯学習の概念と計画の範囲」ということで、まず生涯学習の概念でございます。読み上げさせていただきまして、教育基本法の第3条には「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会への実現が図られなければならない」と生涯学習の理念が明記されています。

また、『文部科学白書』には、生涯学習とは「一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、さまざまな場や機会において行う学習」と書かれています。「生涯学習とは学校教育や社会教育、家庭教育だけではなく、スポーツ・レクリエーションや趣味・教養にかかわる活動など、生涯にわたるあらゆる学習を含む広範な概念を指します」ということで、生涯学習の概念を計画の中でも明記させていただいております。

その中で計画の範囲ですね。実際、どうしていくかというところをこちらに書かせていただいているのですけれども、本計画は市民が上記で示した生涯学習を行うに当たり、市民と行政とが一体となって発展させていった、社会教育を中核とした生涯学習に関連する施策・事業を対象とします。ただし、学校教育に関しては地域や団体と連携して実施する事業のみの計画の範囲としますと計画の範囲をさせていただいております。

続いて「計画の目的」としまして、実際の計画の2ページから3ページにかけて書かせていただいているのですけれども、「本計画は、国立市総合基本計画の理念『人間を大切にする』ことと、生涯学習社会の実現に向け、市民の多様な学習や活動を支援するため、生涯学習に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。また、本計画は、庁内のさまざまな部署で実施されている生涯学習に関する事業を施策の体系ごとに整理することも目的とします」ということで、計画の目的とさせていただいております。すみません、今、説明していますけれども、説明については抜粋したものを掲載させていただいていますので、ご了解ください。

続いて、「計画の期間」でございます。計画のほうですと3ページになります。計画の期間については、この計画自体、完成したのが5月末というところはありまして、もう既に令和元年、スタートしているところはございますけれども、令和元年度から10年度までの10年間を計画の期間と定めております。

続きまして、計画の3ページから11ページにかけましてですけれども、まず「計画策定の背景」ということで国の動向であったり、都の動向であったり、今までの社会教育委員の会の答申であったり、市民意識ということで市民意識調査の結果であったりというところを書かせていただいております。こちら、説明してしまいますと長くなりますので、説明は割愛させていただきます。

また、1章の5番目には、「国立市の他の計画との関係」ということで、生涯学習振興・推進計画と他の計画との関係、また基本構想、基本計画における位置づけ、教育大綱における位置づけ、生涯学習にかかわる施設の位置づけと施設の利用状況という4つのことを書かせていただいております。

もし、ここで基本構想をご存じの方も多いかなと思うのですけれども、改めてにはなりますが、総合基本計画、基本構想・基本計画になるのですけれども、総合基本計画について簡単にご説明をさせていただきます。総合基本計画なのですけれども、基本構想・基本計画から構成されておりまして、基本構想とはこの画面にありますとおり、「市政の長期にわたる経営の根幹となる総合計画」。かつてはなんですけれども、地方自治法において、各自治体に策定が義務づけられておりまして、今はその義務づけがなくなりましたので義務規定はないのですけれども、なくなっております。

また、計画期間なのですけれども、一般的には10年以上と各自治体定めているパターンが多くなりまして、国立市ですと第1期から第4期までは10年計画期間を定めておりまして、現在の第5期基本構想は12年の計画期間とされております。

また、国立市の基本理念は「人間を大切にするまち」ということで、こち

らは第1期から現在までの第5期まで受け継がれている基本理念となっております。

スライド移りまして、具体的に生涯学習に関連するところにどんなことが書かれているのかというところを触れさせていただくのですけれども、すみません、その前に基本構想は、附属機関という会議体において学識経験者であったり、市民の皆様にご検討いただきまして策定されたものでありまして、要は市の最上位の計画となっております。

一方、基本計画になりますが、基本構想によって定められた政策に基づきまして、これを推進していくため、我々行政が策定したものになりまして、 基本構想というのは理念的な部分が多いものになりまして、それをもう少し 具体化したものが基本計画となります。

こちらのスライドにありますとおり、生涯学習に大きく関係してくるものとしますと、政策3の「文化・生涯学習・スポーツ」の中のこの3つの基本施策ですね。基本施策6「文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護」、基本施策7の「生涯学習の環境づくり」、基本施策8の「スポーツの振興」の3つが生涯学習に大きく関係してくる基本施策となります。

今、申し上げました基本施策、この政策3の文化・生涯学習・スポーツに どのようなことが書かれているかというところで、画面に書かせていただい たのですけれども、こちら読みますと長くなってしまいますので、このペー ジから次のページにかけて書かれておりますので、少し見ていただければと 思っています。

こちらの計画ですと、8ページから9ページにかけまして書かれたものを、 同じものがこの画面にも書かれております。

続きまして教育大綱について、計画の中でも触れておりますので少しこちらについても説明させていただきたいと思います。教育大綱については、計画の10ページ、9ページの下から10ページにかけて書かれております。そもそも教育大綱とはどんなものかというところなのですけれども、こちら読み上げさせていただきますと、「市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたもの。平成27年4月1日に施行された『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律』によりまして、総合教育会議において市長と教育委員会が協議・調整を図り、市長が教育大綱を定めること」になったものでございます。

現在の教育大綱の中身になりますけれども、こちらは平成28年度の第2回の総合教育会議で定められたものになっております。この中で、生涯学習に関する部分のみですけれども抜粋をしておりまして、それが画面にあります枠内に書かれたものになります。読み上げは割愛をさせていただきます。少し見ていただければと思います。

続きまして第2章に入らせていただきまして、第2章はまず、「国立市における生涯学習のあゆみ」ということで、大きく2つ、文教地区指定と公民館の設立運動ですか、について、そちらを国立の社会教育、生涯学習を語る上で必須なものと考えますので、計画の中にも生涯学習のあゆみの中で取り上げさせていただいております。

またそれと別に(2)としまして「これまでの市の取り組み」ということで、12ページから 13ページにかけまして記載させていただいております。続いて 2 章の(2)になりますけれども、「国立市生涯学習をめぐる課題」ということで、計画の 13ページから 15ページに書かれた部分になりますけれども、生涯学習に関係する課題について上げさせていただいています。大きく分けまして 5 点ございまして、1 つ目は学習情報の収集・発信、2 つ

目が学習機会の充実、3つ目が学習の成果を活かせるサポートの充実、4つ目が施設や場の拡充、職員の専門性の確保、5番目が適切な事業評価方法の検討、この5つを掲げております。

具体的な中身について見ていきますけれども、まず計画の13ページに1つ目の課題、「学習情報の収集・発信」について触れさせていただいております。こちらも、学習情報の収集・発信についてなのですけれども、生涯学習講座やイベント情報なのですけれども、こちらは担当課によって広報されているが、1つにまとまっていない。また、現在学習情報の発信は主に主として市報等の、各広報紙等の紙媒体が中心でソーシャルメディアも含むインターネットを利用した積極的な発信はいまだ十分とはいえない状況です。というふうに、課題の1つ目とさせていただいています。

2つ目の課題としまして、「学習機会の充実」でございます。現在なのですけれども、さまざまな部署で講座だったり講習等の生涯学習に関係する事業を実施していますけれども、引き続き生涯学習に関する事業の実施にあたり、以下のことを踏まえる必要がありますということで3つ掲げております。

1つ目がライフステージに応じた学習機会の充実ということで、こちらは 世代に応じて必要な学習内容を提案したり、提供方法がある場合もそれに沿 って学習機会を充実すべきではないかというものでございます。

2つ目がさまざまなテーマや課題に対応した学習の支援。世代にという切り口ではなく、さまざまなテーマ、あと課題に応じた学習を支援していく必要がある。また、それら学習機会を提供するに当たりまして、市だけでやっていくには限界があるので、各種の団体と連携・協働していく必要があるのではないかというのが3つ目のものでございます。

続きまして、課題の3点目でございます。「学習の成果を活かせるサポートの充実」となりまして、計画の14ページでございます。読み上げさせていただきますと、「生涯学習のあり方は多様ですが、学習の成果を発表会や展示会で発揮し、評価されたり、地域活動を通して実践できたりすることを通じ、継続的な学習意欲が喚起されることも考えられます」と。「しかし、学習成果を発揮する機会が少ないことは、現状における大きな課題の1つであるといえます」ということで、課題として掲げております。

続いて4つ目の課題でございます。「施設や場の拡充、職員の専門性の確保」ということで、例えば公民館なのですけれども、稼働率が高いということで、施設が有効に活用されているということで好ましい状況ともいえるのですけれども、市民の側からすると、希望しても利用できない事態というのも生じている。また一方で、「利活用できる余地のある既存施設や新たに建設が予定されている施設を、生涯学習の場として使用してもらうための工夫が必要です」と。また、施設の運営に当たっても「学習者のニーズに合った利用しやすい環境も求められています」と。

また、職員の側から見ますと、「職員は生涯学習の推進に当たり、市民の多様化したニーズを汲み取り、対応するため、専門性の確保が求められている」というような状況にあるかと思います。

5つ目の課題でございますが、「適切な事業評価方法の検討」ということで、 生涯学習なのですけれども事業評価に当たって数値化するということが多い かなと思うのですけれども、数値化が適切でない場合などもありまして、質 的な側面にも配慮した評価を行うことが必要であると。また、本計画の振り 返りについても生涯学習の役割や効果が表現されている形の評価を行うこと が必要と考えられ、適切な評価方法の検討が求められるというような課題が 上げられるかと思います。

今、申し上げました課題について、実際にどう取り組んでいくかというと

ころが第3章でございます。第3章の1つ目が、まず計画の基本方針を掲げております。こちらに書いてあります、基本方針なのですけれども、21期の社会教育委員会からいただいた答申です。これに挙げられました3つの基本方針をそのまま踏襲しているものでございます。

その基本方針の1つ目が学習権を保障する計画でありまして、その抜粋したものを画面に映し出しまして、全文を計画の16ページに書いているところなのですけれども、「学習権の行使にそれぞれ固有の課題を掲げる市民に対しては学習開始に向けた支援を積極的に行う必要がある」と。「同時に、学習権の毀損や侵害につながることのない計画であることが求められる」というのが1つ目でございます。

2つ目は学習者の視点に立った計画ということで、「市民の一人一人の主体的な学習が尊重されるよう意識しつつ、学びの状況を把握し、環境を整えるための計画であることが求められる」というのが方針の2つ目でございます。

計画の3つ目は市全体が実施する計画ということで、「生涯学習課のみならず市の各部署の連携及び市民と行政が連携・協働し市民の学習への参加や、地域全体の課題解決へとつながる計画づくりが必要となる」というのが3つ目の計画の方針でございます。

続いて第3章の2つ目、施策の体系ということで、計画の17ページ、18ページに書かせていただいておりまして、スライドに映し出したものは18ページの表をコンパクトにまとめたものになります。一番左の列が基本方針、今、申し上げました3つの基本方針、それにぶら下がる形で、5つの課題、先ほど申し上げました課題と同じ名称にしておりまして、基本目標としてこの5つの目標を掲げております。

それぞれの基本目標の下に少ないもので1つ、多いもので3つ、重点施策として掲げております。具体的な中身については、この後ご説明いたしますので、ここでは説明は割愛いたします。

1つ目の、(1)というのが今、先ほど申し上げました基本目標の(1)から(5)が基本目標になりまして、その中で丸が、スライドの中で丸がついているものが重点施策となります。

学習情報の収集・発信につきましては、2つの重点施策を掲げておりまして、1つ目が生涯学習情報の集約ということで、講座等、生涯学習に関する情報を市民が得やすいように、市の生涯学習に関する情報を集約しますと。また、掲載を希望する市内のサークル・団体情報を集約します。また、集めることが必要であると。集めることをやっていきますと。

その上で、2つ目の重点施策としまして、多様な手段での情報発信になりまして、「集約した生涯学習に関する情報の発信に当たり、ウエブサイトやSNSを活用していきます。また、これらへのアクセスは困難な方にも情報を届けるため、多様な手段で情報を発信します」と、2つ目の重点施策として掲げております。

2つ目の基本目標、学習機会の充実に移らせていただきます。こちらについては3つの重点施策がございまして、その1つ目がライフステージに応じた学習機会の充実でございます。こちら、文章を書いてございますけれども、子供であったり、高齢者であったり、世代のライフステージに応じた学習、必要な学習機会の充実を図るというようなところでございます。

また、しょうがいしゃの生涯学習支援に関しましても、下3行にありますとおり、施策・事業展開を図っていくということで掲げております。

2つ目の重点施策でございますが、さまざまなテーマや課題に対応した学習の支援ということで、現代的・社会的に大きな課題となる問題や、国立市が掲げている問題に対応した学習であったり、また、文化・芸術・スポーツ

等の趣味につながる学習等の機会の充実を図りますと。

このライフステージに応じた学習機会の充実と、今申し上げました、さまざまなテーマや課題に対応した学習の支援を行っていく上で、課題のところでも申し上げましたが、なかなか市だけでやっていくにはというところがございますので、各種団体との連携・協働というのを3つ目の重点施策として掲げまして、「講座等の実施に当たり、市内の学校や市民団体等、さまざまな団体と連携・協働し、学習機会の充実を図ります」と掲げております。

3つ目の基本目標といたしまして、学習の成果を活かせるサポートの充実でございます。こちらについては2つ、重点施策がございまして、発表の場の充実が1つ目、「市民が学習の成果を発揮する場の充実を図ります」と。2つ目の重点施策としまして、学習の成果を活かせる場の形成ということで、「市民が学習の成果を活用できるようにするための取り組みを行ったり、学習の成果を活かすことを前提とした講座等を開催します」としております。

4つ目の基本目標としまして、施設や場の拡充、職員の専門性の確保でございます。こちらの2つの重点施策でございまして、1つ目は施設や場の拡充、市民ニーズに合った施設運営でございまして、「市民のニーズを把握した上で公共施設を利用しやすい環境に改善したり、民間施設等の活用を検討したり等、市内の施設全体を有効に活用できる体制に整えます」と掲げております。2つ目の重点施策が職員の専門性の確保となりまして、「市民のニーズに合った生涯学習事業を進めていくため、さまざまな研修を受講する等、職員の専門性を高めるとともに、専門的な資格を持った人材や育成された人材を効果的に配置します」と掲げております。

基本目標、最後でございまして、適切な事業評価方法の検討ということで、こちらは重点施策1つになります。「中間評価や計画終了時の評価の際には定量評価だけではなく、生涯学習や社会教育の役割や効果をあらわす等、定性評価も含めた評価を実施するため、評価方法を検討します」とさせていただいております。

最後ですけれども、計画の28ページ、最後になりますが、計画進行の管理ということで、計画にある施策を推進していくために、進捗状況を管理し、社会教育委員の会、この会に対して報告をいたします。また、事業評価方法を検討・研究し、計画期間の折り返し地点となる5年をめどに中間評価を行い、また計画期間終了時には次期計画策定を見据え、評価を行います。評価に当たっては、定量評価と定性評価の両面からの評価を実施していきます、ということで書かせていただいております。

中身についても以上でございまして、すみません、私、途中で言いそびれてしまったのですが、この19ページから基本目標、重点施策、主な事業として書いておりますけれども、例えば19ページの真ん中あたりに表があるかなと思うのですけれども、そちらについてはそれぞれの基本目標単位でどんな事業をやっているかですとか、これからどんな事業を実施していくかというところの事業と、その内容であったり担当課であったりというところを掲載しております。

また、この表の一番右に、再掲ということで欄があるかなと思うのですけれども、こちらについては、後で26ページをお開きいただきたいのですけれども、ここで掲げている事業なのですけれども、複数の基本目標にまたがってくるような事業というのもございますので、2回目以降出てくるものについては一番右の再掲という欄に「再掲」と書かせていただいているものでございます。

すみません、急ぎ足だったのでわかりにくい部分もあったかと思いました。 以上でございます。 西川議長 どうもありがとうございました。今、策定の経過から始まって、計画の中身まで事務局から説明をいただきました。結構長い時間かけてつくり上げた計画です。今後10年間の計画ということなのですが、これをもとに我々、この第23期も諮問をいただいた上でいろいろと議論していくことになっていきます。最初ですから、ざっと今説明をいただいたわけなのですけれども、今後、繰り返しこの計画を見ながら、この1年間過ごすことになると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今日、ご参加の委員はたまたま前期から引き継ぎの2人が欠席されているので、全く初めてこれを聞いた方、ご覧になる方が多いのではないかと思います。この計画に関してご質問などがありましたら、この場で出していただきたいと思います。いかがでしょうか。何でも結構です。

富田委員、お願いします。

富田委員 最初なので。

ご説明で、説明なく、割愛なさったところで申しわけないのですが、11ページの計画策定の背景というところなのですが、私は国立市はこの生涯学習の計画を長年つくってこなかったということも聞いているのですが、今どうして計画をつくられたのか。国立の生涯教育、学習、あるいは社会教育の状況をどういうふうに捉えて今つくられたのかというあたりを、最初なのでお聞きしたいなと思っております。

事務局 事務局です。

富田委員がおっしゃるとおり、過去において計画をどこまでつくりかけたのかわからないのですけれども、計画を断念したというような過去に経過があったというような、細かい経過までは知らないのですけれども、そんなことがあったという話は聞いたことが、すみません、聞いたことがありますというレベルになってしまうのですけれども、聞いております。

その一方で、格式張った説明にはなってしまうのですが、計画の、資料2の2ページですね。計画の目的にありますとおり、市民の学習活動を支援するために、生涯学習に関係する施策を計画として取りまとめた上で、事業を実施していくほうが効果的であろうというような計画の目的に書かれたとおりのお答えになってしまうのですけれども、その中で計画を策定したというところでございます。

また、その事業につきましても、各部署で生涯学習に関連してくるような事業、その担当部署からすると、例えば主の目的は例えば平和の推進だったり、健康の増進だったりという部分、担当部署に応じて主の目的としては違うのが第1の意図とはなると思うのですけれども、ただ生涯学習の面も当然ございますので、そうした事業を整理するというところも計画の目的としまして取りまとめたというところが、計画策定の目的でございます。

- 富田委員 すみません、11ページの説明を省略なさっているということかと思うのですが、11ページの上の枠の4番目、国の動向、都の動向、社会教育委員の会答申、これは以前のですよね。市民意識というあたりが書いていらっしゃるので、何かそういう面から計画をつくろうという理由が、背景がおありになったのかなとも思うのですが。これはどこかに書かれているのですか。
- 事務局 国の動向ですとか、都の動向、社会教育委員の会の答申ですとか市民意識 のところでしょうか。

富田委員 というところに書いてありますという意味なのですよね。

事務局 そうです。実際のこの資料2の3ページからまず国の動向から書かせていただいて、4ページの上から東京都の動向で、社会教育委員の会の答申、過去に18期からですけれども、こういったものをいただいていますよ。4ページの下から市民意識調査、第10回の市民意識調査の結果を7ページの終わりまでにかけて書かせていただいておりますというお答えでよろしいでしょうか。

富田委員 わかりました。はい。

西川議長 よろしいですか。富田委員、大丈夫ですか。

苫米地委員 質問です。

西川議長 はい。では、苫米地委員、お願いします。

苫米地委員 苫米地です。

この事業内容という部分は、端的に記されていた分かりやすく感じました。そこで、一つ質問です。例えば20ページのところに「各種団体との連携・協働」と書かれています。これは、この生涯学習振興・推進計画ができる前から、長きにわたり関わっていた各種団体のことでしょうか。また、市役所の各部署の取組は記されていますが、今後は、社会教育の基盤として支えてきた団体の活動なども、ここに紹介されていくのでしょうか。それとも、市でつくった振興・推進プランなので、市役所でできることを中心に挙げているということでしょうか。

- 事務局 事務局ですけれども、そうですね。後におっしゃっていただいたとおりで ございまして、もちろんほかの団体様の協力を得てというのも含まれますけ れども、市が実施しているものについてここで挙げさせていただいた事業の 一覧になっております。
- 苫米地委員 今後、地域の団体が取り組んでいる活動のようなものはこの一覧に入ってくるのと考えてよろしいのでしょうか。そして、私たちは、市の事業にかかれているような、また、各種団体が力を入れている活動や内容を見ていくというような役目になるのでしょうか。
- 事務局 すみません、事務局ですけれども、もちろん市民の方が独自で実施していただいている事業というのも、社会教育や生涯学習の推進に寄与しているとはもちろん思っています。しかし、この計画で取り上げた事業というのは先ほど私が申し上げたとおりです。市が実施しているものについてだけ、ここの計画の中で書かせていただくというものでございます。

苫米地委員 ありがとうございます。

西川議長 よろしいでしょうか。市の実施事業だけを書いているということです。 ほかにありますか。 石居委員 すみません。

西川議長はい、ではお願いします。

石居委員 石居です。今の苫米地先生のところと関連してなんですけれど、そもそもの振興・推進計画の何ていうのかな、想定している計画が影響を及ぼす範囲といいますか、そこが少し確認できたらなと思っていて。今の段階ではひとまず市としての、行政としてのと考えておりますけれども、振興・推進計画なので、市のどこの課が所管をして、市のさまざまな団体と協力しながらこの計画を進めている例がありますよという話だったと思うのですけれども。

これは今後そういう意味では市としては積極的にさまざま市の中で生涯学習、社会教育を行っている個人や団体にもこの計画の趣旨を広めていって、わりと多くの団体に乗ってきてもらいたいというか、この計画をある程度、念頭に置きながらとまでいえるかはわからないのですが、このネットワークの中に広く入ってきてもらうというところまで考えておいたほうがいいのか、これはあくまでも市としての計画であるので、市としてはこれを念頭に置いてやっていますけれども、各団体個人というのはそことどういう距離感をとるかというところまではあまり市としては考えませんという、それぐらいのレベルで考えるのか。広く市のさまざまな個人や団体まで含み込んで考えていくのかと。そこがどれぐらいのものを意識しているのかなと。それによって多分この計画をどれぐらい。計画そのものを広くPRしていくかどうかということともかかわるのではないかと思うのですが。その辺はどう考えたらよろしいのでしょうか。

事務局 事務局です。正直、非常に難しいご質問でございまして、計画自体はつくったものでありますので、広く多くの方に知っていただきたいというのは、まず一つございます。

あと、一方で市民の方の学習というのは自発的に行われる部分というのがございますので、そこに何ていいますか、必要以上に関与してはいけないなというのは一方で思うことがございますので、なかなか明確にここからここまでという線引きは、なかなかこの場で即答はできないのですけれども、そのように考えているというか、ところでございます。

すみません、あまりお答えにはなってないかもしれません。

石居委員はい、どうでしょう。ひとまず、ありがとうございます。

西川議長 よろしいですか。

石居委員 はい。

西川議長 ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。どうでしょう。 では、富田委員、お願いします。

富田委員 富田です。今のお2人のご質問に関連してで、申しわけないのですが。 そうしますと、市民の社会教育・生涯学習活動に対して、推進・振興する というのが計画だと思うのですが、そうしますと、推進・振興計画というこ とですから環境整備ということになるわけですよね。その辺でこの計画の中 で上げてくださったのは、どのあたりになると。すみません、何か中身をあ まり熟読してない状態で。市民が、今おっしゃってくださったように自主的な活動、学習なり活動をするというときに、それの環境づくりという意味での推進・振興はどのあたりに入っていくということでしょうか。

事務局 施策としましては、2.7ページの「(4)施設や場の拡充、職員の専門性の 確保」のところの部分になってきます。

西川議長 どの部分なのかという質問に対する答えということになりますが、でよろしいでしょうか。

富田委員 はい。

西川議長 よろしいですか、富田委員。

富田委員 はい。

西川議長 ありがとうございました。

事務局 事務局です。もう一つ、すみません。今回のお答えだと、環境というのは場所とかそういう場所のことも多分含めてお話しいただいた、今のところで、基本的には備品の貸し出しというふうな形で書いて、会場・備品の貸し出しとか、職員の研修の実施という、そういった環境面で対策というのはあると思うのですけれども、課題の中で例えば15ページの上のほうに「利活用できる余地のある既存施設や新たに建設が予定されている施設を生涯学習の場として使用してもらうための工夫が必要です」というところからも、一定程度の場所についても、例えば今後、建設していく予定地も含めまして、そういったところの環境ですね。場として、そういうところが提供できないかというようなところを考えていくというのが1つの場の拡充という意味でひとつ検討しなければならないことかなと考えています。

西川議長 富田委員、よろしいですか。

富田委員 はい。

西川議長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

事務局 また、そうですね。何か読んでいただいた中でご不明な点がございました ら事務局にお寄せいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

西川議長 そうですね。この後これ読んで、何かこの点がわからないということが あったら、事務局に。例えば直接連絡をして答えていただくということでよ ろしいですか。

事務局 そうですね。はい、大丈夫です。

西川議長 その上でまた何か、この委員の会で共有したほうがいいような課題であれば、それは次回の定例会まで待って出していただくということでお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

では、次の案件に移りたいと思います。次は、日程ですね。スケジュール。 前回も、日程の方針について話をしましたけれども、今回、具体的なスケジュール案が事務局から出されておりますので、これについて説明をお願いいたします。

事務局 では、お手元に資料3をご準備ください。「第23期国立市社会教育委員の会スケジュール(案)」と題しまして、前回の会議の中で第3月曜日の7時から会議を実施させていただくということのご承認を得ているところかと存じます。それで事務局で日程を確認しまして、任期が2年というところで一覧にしたものがこの表になります。

ただ1点、前回の会議の中で第3月曜日が祝日に該当した場合、どうしますかというところで、前倒しにしますということをご説明申し上げたのですけれども、議事録の修正の関係等がございまして、第3回と第17回の会議については第3月曜日を、第2ではなく第4月曜日に変更したいと考えております。

第4回の定例会につきましては、8月19日に事務局で他の事業がございまして、申しわけないのですけれども第4月曜日に移していただければと考えております。

第17回の定例会につきましては、第3月曜日が祝日になりますので、前倒しで14日に実施させていただければと思っております。

皆様でご審議いただければと思います。事務局は以上でございます。

西川議長 ありがとうございました。今、改めてこのスケジュールが提示されたわけですけれども、これについて何かご意見とかもしあればお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

であれば、今年度はこの日程で進めるということでよろしくお願いします。それと、あとそのほかに事務局から、もしあれば次の案件をお願いします。

事務局 では、資料 5 について説明させていただくのですけれども、その前に今の 資料 3 の件で補足でございまして、今の資料 3 は第何回というものと日時、 場所のみが書かれたものになっておりますけれども、現在、諮問内容がまだ 決定していないため、このようなつくりになっておりまして、諮問内容が決まりましたら具体的にいつごろどんな内容について審議いただくというよう な予定というものも含めてご提示をさせていただきたいと思っておりますので、諮問内容、決まりましたらまた日時、場所の右側に 1 つ欄をつくりまして議題予定ということで入れさせていただいて、また改めてご提示させていただきたいと思っております。資料 3 の補足は以上でございます。

それで資料5をお手元にご用意いただきたいのですけれども。実はこれ今日、通知、来たばかりでうちもまとめ切れてない部分も正直ございまして、今日、会議が始まる前に議長と少しお話をさせていただきまして、この資料を配付させていただいております。

一般社団法人の全国社会教育委員連合という、国のいわば社会教育委員の取りまとめのような組織がございまして、そこが、なかなか経営的に苦しいというようなお話を前期、いらっしゃったのは議長だけなのですけれども、前期から何度かさせていただいておりまして、その関係で、会費の値上げというところのご提案をいただいていたところでございます。

会費というのは、各自治体から直で全国社会教育委員連合に支払うものではなくて、東京都の市町村の中で東京都市町村社会教育委員連絡協議会というような、東京都内の市町村部分の社会教育委員の取りまとめ的な組織がご

ざいまして、そこの東京都の社会教育委員の連絡協議会から全国の組織に対しまして、年間7万円の会費を払っているのですけれども、その国の組織の経営が難しいというところがございますしたので、その年会費7万円から10万円に上げたいということで国から話がおりてきたところでございます。

東京都の社会教育委員連絡協議会の、この後、「都市社連協」というような略し方をさせていただくのですけれども、都市社連協から全国社会教育連合に対しまして値上げは認められないという話は、全体の総意として伝えていたところなのですけれども、その段になりまして、値上げが決定したという通知が来てしまったというところでございます。

決定したという事項なので、一度受けとめるしかないのかなというところがございまして、都市社連協はこの決定を受けまして、ではこの値上げ分、7万円から10万円の差額の3万円をどこから捻出したほうがいい、すべきですかというところの調査が今、各自治体に調査がきたところでございます。

資料をおめくりいただきまして、別紙2のところをごらんいただきたいのですけれども、会費がこの7万円から10万円、値上げがしまして、その3万円分をこの資料、別紙2の枠の中の4パターンのどれがいいですか。その理由を含めて回答してくださいということで、この文書が各市の理事宛ての文書、理事に宛てられた文書になります。理事は、議長が務めることになっておりますので、議長が理事として決めることにはなるのですけれども、皆様、社会教育委員の皆様のご意見を踏まえた中で決めたほうがいいだろうということがございまして、今、本日、お話をさせていただいているところなのですけれども。すみません、説明が前後してしまって申しわけないのですが。

その中で、四角の枠の中に戻っていただきまして、都市社連協の会費を1市町につき1,000円値上げして対応するというのがA案でございます。現在、各自治体、市町から都市社連協に対しまして2万5,000円を会費として支払っています。市については少なくとも2万5,000円を支払っているところなのですけれども、その2万6,000円に1,000円を上げることによって加盟市が29市町ありますので、2万9,000円の増収になると。1,000円分は足りないのですけれども、ほかのところからやりくりするとしまして、この1,000円ずつ値上げした中で。それに充てていくというのがA案。

B案というのが予備費より充当するというところがB案になります。都市 社連協も年間予算額にしまして、130万規模の予算を持っていますので、 当然余って翌年度に繰り越すべきお金というのを多額持っています。例えば 29年度から30年度に繰り越した額というのは60万ほどございまして、 この中から各年3万円になりますので充てていけばいいのではないかという のがB案でございます。

その他、何かいい案があればということでD案として掲げられますと。会

議の前に議長と少し相談をさせていただきまして、まずどれがいいのかというところを協議させていただきました。

理事に決定権限はあるところではあるのですけれども、まずAにつきましては $2 \pi 5$,0 0 0円から $2 \pi 6$,0 0 0円に会費を値上げしますと、実はそれについては1,0 0 0円という額ではあるのですけれども、それについては市の税金から支払われているものになりますので、事務局から理事長に対して、理事である議長に対して1,0 0 0円ではあるのだけれども、分担金・負担金の増額というのはなかなか自治体としてはすぐに認められるものではないので、できれば避けていただきたいということで、事務局から議長に対してお話をさせていただきました。

Bについては予備費用より充当するというものになりまして、実は前回値上げの検討段階で、もし仮に値上げになったときに何から充てたらいいですかというような調査が都市社連協から各自治体に向けてあったのですけれども、そのときに、実は国立市としてはこのB案で回答しているところでございます。

ただ、そのとき予備費の取り方というのは少し事務局として間違った解釈をしておりまして、60万円、先ほど29年度から30年度にかけて60万円余っているというようなお話をしましたけれども、余っているのだから3万円ずつ充てていけばいいのではないかのということで、前回はそののように回答させていただいたのですが、これなのですが実は29年度から30年度への繰越しというのは60万円あったのですけれども、30年度から今年度への繰越金というのは48万5,885円になっています。これが、その年度によっていろいろな総会だったり、さまざまな都市社連協にイベント、交流大会だったりイベントがありますけれども、その実施の中で増減していく。その年に支出があれば繰越金としては減っていく部分がありますので、この1年間で12万ほど減っているというところを考えますと、前回Bでは回答しているところなのですけれども、Bの予備費から充当するというのもなかなか難しいのかなというところで、先ほど議長と話したところでございます。

その中でCのブロック活動費の6万円から5万4,000円に減額するというところなのですけれども、これについては昨年度うちのほうで研修担当とさせていただきまして、実はその6万円が割り当てられたのですけれども、実際に使ったのが5万5,145円になっています。5万4,000円までには至ってないのですけれども、なかなか実施していく中で、6万円あるので文房具品も使うだろうということで買ったりですとか、そういった経費も含めての6万円でしたので、節約すれば5万4,000円以内でおさまるのではないかというような感触を得たところでございます。

ほかのブロックについても支出状況を見させていただきまして、5ブロックを平均しますと、大体4万6,000円支出にとどまっております。こういうことを考えますと、Cのブロック活動費の減額するのが妥当ではないかというところで、議長と少し先ほど打ち合わせさせていただいたところでございます。

ほかの通知文の説明と、先ほどのところお話の経過説明ということで以上でございます。

西川議長 どうもありがとうございました。都市社連協から意見を出してくださいという形でこういう文書が来たということです。ここに書いてあるようにABCDとあって、どの意見かを聞かれています。これで提出するのですけれども、提出した後、最終的にどうなるのかは、ほかのブロックでの話もあり

ますから、わかりません。

現実的に考えると、Cが一番いいのではないかと考えていて、国立市は去年ブロック委員として秋にイベントをやったのですけれども、実際には6万円も使わなかったということもあるので、Cであれば一番現実的な線で対応できるのではないかということで、とりあえずCで出したいと考えております。

これについて、もし反対意見とか疑問とかあれば、この場で出していただければと思います。特になければもうこれで行きたいと思っています。もしあればお願いします。

事務局 事務局です。話し損なってしまったのですけれども。今まで値上げは認められないというような話は、国立市から都市社連協に対してもそうですし、都市社連協から国の全国社会教育委員連合に対しても何度も何度もしてきて、値上げは認められないという話は繰り返ししてきたところなのですけれども、今回、こういうことになってしまったので、なかなかこの段になって値上げ、認める、認めないという話は何と言いますか、過去にしてきた経過の中で、今日に至っているというところでご理解いただければなと思います。

1枚目の裏面の別紙1にもあるとおり、国の組織としても毎年600万円程度の赤字経営と、そこはどうかなと私も思うところはあるのですけれども、600万円程度の赤字経営の中でいろいろ人件費等の見直しで毎年200万から300万削減をしてきて、というところで、何ていいますか、経営については見直してきた中でもなかなか足りない状況があるので、この件に至っているというような経過もございますことを、補足させていただきます。

西川議長 どうもありがとうございました。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、これについては、Cで意見を提出させていただくということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

これで一通り、今日、予定している議題は終わりましたが、全体を通して何かご意見とかご質問とかありますでしょうか。よろしいですか。

ではどうもありがとうございました。次回の日程は事務局からお願いします。

- 事務局 次回の日程の確認をさせていただきます。本日、配付させていただきました資料3にあるとおりでございますが、7月22日の月曜日の午後7時から、場所は3階の本日の隣の隣の第3会議室で開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。
- 西川議長 どうもありがとうございました。以上をもちまして、第2回目の社会教育委員の会を終了させていただきたいと思います。どうもお疲れさまでした。 ありがとうございました。

—— 了 ——